

令和8年度 大仙市放課後児童クラブのご案内

このご案内には、児童クラブ入会及び利用に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。また、読んだ後は大切に保管してください。

◆放課後児童クラブの概要◆

1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、仕事等の都合により、児童が帰宅しても保護者等が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、長期休業期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

大仙市では令和7年9月1日現在、市内に29児童クラブ（38支援の単位）を開設しています。

2. 対象児童について

次の条件に該当する児童が対象です。（詳細は2ページ）

- ① 小学1年生から6年生の児童
- ② 保護者が就労等により、昼間家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童

3. 活動内容について

放課後児童クラブでは、基本的な生活習慣を身につけるとともに、遊びを通じて自主性、社会性、創造性を培います。

4. おやつについて

放課後児童クラブでは、児童の体力維持のため、おやつの提供を行っています。

なお、食物アレルギーのある児童については、アレルギーの状態に合わせておやつを提供しています。

5. 実施期間について

放課後児童クラブの実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

1. 開設時間

月曜日から金曜日 放課後～午後5時

土曜日及び学校休業日 午前7時30分～午後4時

※就労時間や通勤時間等の事情により午後7時まで延長して利用することができます。

ご希望の際は申込書裏面の延長利用欄にチェックして申し込んでください。

※ただし、開所時間内であっても利用する児童がいない、または児童全員が帰宅した場合は閉所することがあります。

※育児休業期間中は延長時間の利用を制限させていただきます。

2. 閉所日

- ・日曜日
- ・国民の祝日（振替休日含む）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
- ・その他市長が必要と認めた日（お盆期間など）



◆放課後児童クラブへの入会手続きについて◆

1. 入会要件について

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 市内の小学校に通う児童。 ② 申請日時点で児童クラブ会員負担金に滞納がないこと。
- ③ 保護者が以下の理由により、昼間家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められること。
 - (1) 就労のため (2) 疾病・負傷・障がいのため (3) 親族の介護のため
 - (4) 出産前後・育児休業のため ※育児休業を理由とした利用の場合、短時間利用となります。
 - (5) 就業を目的として学校や職業訓練校などに就学しているため
 - (6) 求職活動のため (7) その他上記に類する理由のため

2. 入会申込みについて

① 令和8年4月1日からの入会

【申込期間】 令和7年10月1日（水）～令和7年11月30日（日）

- ・電子申請による申込みは時間帯を問わず申込可能です。
- ・申込用紙（紙）による申込みは平日の開庁時間内に限ります。

※現在利用中の方も申込みが必要です。特段の事情がなく受付期間を過ぎて申込みをされた場合、4月1日から利用できないことがありますのでご注意ください。

② 年度途中からの入会

【申込期間】 随時受付しておりますが、入会調整や受け入れの準備がありますので、利用希望日の1～2週間前を目安に余裕を持ってお申込みください。

③ 長期休業期間中のみの入会

【申込期間】 長期休業開始の1ヶ月前までにお申込みください。

申込期間終了後に審査を行い、長期休業開始の2週間前に決定通知を送付いたします。

※長期休業期間中のみの申込みは長期休業の都度、審査・入会調整を行います。

申込状況によっては以前利用した児童クラブと異なる場合がありますのでご了承ください。

申込方法については3ページの「3. 申込方法・必要書類について」をご参照ください。

入会要件に該当しない場合や定員を上回る場合などにより、入会が認められないことがありますのであらかじめご了承ください。また、申込期間を過ぎてからの申込みは、定員に空きがある場合は対応できますが、超過している場合は受理できない場合があります。

ただし、希望された児童クラブで退会者等が出た場合は入会できることがあります。詳しくは子育て支援課または希望する児童クラブがある地域の各支所市民サービス課までお問い合わせください。

3. 申込方法・必要書類について

(1) 電子申請による申込み ※原則、電子申請による申込みをご案内しております。

① 【4月1日からの申込み】

- ・市ホームページ「令和8年度放課後児童クラブ入会申込みについて」へアクセス
- ・下記の二次元コードからアクセス。

【年度途中の申込み】

- ・市ホームページ「放課後児童クラブについて」へアクセス

② ページ内のバナーから「スマート申請」へアクセス。

③ 画面の指示に従い、申請フォームに児童名や就労状況等を入力する。

④ 保育できないことが分かる添付書類※をスマホ等で撮影し、画像ファイルを添付する。

※別紙添付書類表を参照いただき、必要な添付書類を作成してください。添付書類の様式はホームページからダウンロードできます。

⑤ 申込内容及び添付書類に不備がないか確認し、申込みを完了する。

⑥ 受付完了メールが届きます。入会決定までお待ちください。

※内容確認や入会調整のためご登録いただいたメールアドレスまたは連絡先へご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

(2) 申込書（紙）による申込み

インターネット環境等の事情により電子申請が困難な場合は申込用紙（紙）による申請を受け付けます。子育て支援課または各支所市民サービス課で申込書を受け取り、お申込みください。

<申込用紙（紙）による申請時の提出書類について>

① 令和8年度放課後児童クラブ入会申込書・調書

※入会児童1人につき1枚の申込書が必要です。

※裏面の「入会申請関係調書」も記入が必要です。

② 保育できないことがわかる書類（(3)添付書類表を参照）

※2人以上の入会希望の場合、添付書類は保護者1人につき1部ずつの提出でかまいません。

※保護者の方、それぞれについて添付書類が必要です。

<電子申請の推進について>

電子申請の利用を推進するため、入会申込書・調書及び申立書の様式はホームページ上に掲載しておりませんのでご了承ください。



令和8年度入会申込みはこちらから

(3) 添付書類表

保護者等の 区分	保育できないことがわかる書類	
	電子申請	申込書（紙）による申請
会社員・公務員 パート・派遣社員 自営業等	・ 就労証明書（指定様式）の画像データ ※勤務先から証明を受けてください。	・ 就労証明書（指定様式） ※勤務先から証明を受けてください。
農漁業者等		・ 申立書（指定様式）
内職従事者	・ 就労証明書（指定様式）の画像データ ※発注者から証明を受けてください。	・ 就労証明書（指定様式）原本 ※発注者から証明を受けてください。
疾病・負傷 障がい	・ 医師の診断書 （病名・療養期間が記載されているもの） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 上記のうち必要なものの画像データ	・ 申立書（指定様式） ・ 医師の診断書 （病名・療養期間が記載されているもの） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 上記のうち必要なものの写し
親族の介護 親族の看護	・ 医師の診断書 （介護や看護の必要がある人の病名 療養期間が記載されているもの） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 上記のうち必要なものの画像データ	・ 申立書（指定様式） ・ 医師の診断書 （介護や看護の必要がある人の病名 療養期間が記載されているもの） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 上記のうち必要なものの写し
出産前後	・ 母子健康手帳の画像データ （表紙と出産予定日がわかるページ）	・ 申立書（指定様式） ・ 母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日がわかるページ）
育児休業	・ 就労証明書（指定様式）の画像データ ※勤務先から証明を受けてください。 （育児休業期間の記載があるもの）	・ 就労証明書（指定様式） ※勤務先から証明を受けてください。 （育児休業期間の記載があるもの）
就学 （大学・専修学校 ・職業訓練校等）	・ 在学証明書等の画像データ （在学期間等の記載があるもの）	・ 申立書（指定様式） ・ 在学証明書等 （在学期間等の記載があるもの）
求職活動		・ 求職活動の申立書（指定様式） ・ ハローワークに登録している場合は ハローワークカードの写し

※添付書類がそろわない場合は、原則入会選考の対象とすることができません。

期日までに書類が間に合わない場合は、子育て支援課または各支所市民サービス課までご相談ください。

4. 入会の決定について

①児童クラブへの入会決定は、申込順や抽選ではありません。ご提出いただいた書類をもとに、児童の学年、家庭状況等により入会選考を行い決定します。選考結果は通知でお知らせいたします。

※定員を上回った場合は、低学年児童の入会を優先します。

②障がい等により特別な支援の必要な児童の入会にあたり、職員の加配が必要な場合、状況によっては入会をお待ちいただくことがあります。

③学校区内に複数の児童クラブがある場合、希望する学校区内の児童クラブ間で入会の調整を行うことがあります。

【対象小学校】大曲小学校、花館小学校、四ツ屋小学校 【調整基準】児童の学年、住所、家庭状況等
※習い事の行き帰りの都合などの考慮はできませんので、ご了承ください。

※ぽぷら児童クラブに申込みされる新3年生は原則第4ぽぷら児童クラブへの入所となります。

④入会をお待ちいただく場合は、「大仙市放課後児童クラブ入会不承諾通知書」により通知します。

入会児童の退会等により受入れが可能となった場合は、その時点で入会の必要性の高い児童から随時入会決定を行います。

5. 変更手続きについて

申込書の内容に変更が生じた場合には、速やかに電子申請により届け出るか、児童クラブのある地域の子育て支援課または支所市民サービス課に異動届等を提出してください。（児童クラブにもお知らせください。）

変更の内容	必要書類
①住所、氏名、電話番号、家庭状況等に変更が生じる場合	・異動届 ※新たに保護者が増えた場合は、その方の就労証明書等の添付書類を提出してください。
②就労状況に変更が生じる場合 (転職や雇用条件の変更、育児休業を取得する予定の場合など)	・変更後の就労証明書
③求職活動を行う場合	・求職活動の申立書
④転居により児童クラブを変更したい場合	・転所届 ※変更先の児童クラブが定員を超えている場合、入会をお待ちいただくことになります。
⑤その他入会要件に変更が生じる場合	・異動届 ※新たな入会を希望する理由を証明する書類（4ページ参照）

○電子申請の場合は市ホームページ「放課後児童クラブについて」からお手続きください。

○転所届は電子申請による申込みはできません。子育て支援課または各支所市民サービス課へご相談ください。

6. 退会について

①児童を退会させようとする場合には、電子申請により届け出るか、児童クラブがある地域の子育て支援課または支所市民サービス課まで退会届を提出してください。

②退会届を提出されない場合や提出が遅れた場合には、児童クラブの利用がなくてもその分の負担金をお支払いいただきますのでご注意ください。（退会日の遡りはできません。）

※長期休業期間中のみなど、事前に利用期間を指定して申込みいただいた場合は、期間終了後に自動的に退会となります。

③児童・保護者等による迷惑・危険行為がみられた場合、面談等を行うことがあります。

その後も状況が改善されず、支援の提供に支障をきたすと判断される場合、退会していただくことがあります。

④納付すべき負担金を正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合、退会していただくことがあります。

7. その他入会に関する留意事項について

放課後児童クラブは、仕事等の都合により、児童が帰宅しても保護者等が昼間家庭にいない児童に対し、放課後や土曜日、長期休業期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るところです。

真に利用が必要な児童の入会のため、以下に該当する場合は家庭での保育をお願いいたします。

- ・保育に協力可能なご親族が近くにいる。
- ・留守番ができる等、自宅で過ごすことが可能。

※家庭で過ごすことが可能でありながら「お友達が児童クラブを利用しているから」といった理由による申込みはご遠慮ください。

また、受付の際に個別に入会の必要性について聞き取りを行う場合がありますことをご了承くださいますようお願いいたします。

◆放課後児童クラブ会員負担金について◆

1. 負担金額について

負担金額は以下のとおりです。

区分	1人あたりの負担金（月額）	同一世帯に2人以上入会させている 場合における2人目以降の負担金（月額）
生活保護世帯	0円	0円
ひとり親世帯	2,500円	1,250円
上記以外の世帯	5,000円	2,500円

※利用日数にかかわらず定額です。ただし、月途中で入会や退会をした場合は日割します。

2. 負担金の納入について

納入方法は、口座振替と納付書の2種類の方法があります。

【口座振替】

- ① 口座振替を希望される場合は、口座振替依頼書（指定用紙）を、口座振替を希望する金融機関へ提出ください。申込日の翌月または翌々月から口座振替が開始されます。なお、振替日は毎月末日です。
- ② 振替日に引き落としができなかった場合、後日納付書を発行いたしますので、納入期限内に指定金融機関、市役所、コンビニエンスストア、PayPayにて納入をお願いします。
- ③ 前年度以前から児童が利用しており、振替口座を登録している場合には、引き続き同じ口座から振替します。また、兄弟や姉妹が新たに利用する場合も、同じ口座から振替します。
- ④ 振替する口座を変更する場合は、改めて口座振替依頼書（指定用紙）を金融機関へ提出してください。申込日の翌月または翌々月から変更となります。

【納付書】

- ① 毎月下旬頃に児童クラブより納付書（納入通知書）をお渡ししますので、納入期限内（原則として毎月末日まで）に指定金融機関、市役所、コンビニエンスストア、PayPayにて納入をお願いします。
- ② 納付書を紛失した場合は再発行を行いますので、子育て支援課または支所市民サービス課までお申し出ください。

3. 負担金の未納について

- ① 負担金の納入が確認できない場合は、通知や電話等で連絡をいたしますので、早めの納入をお願いします。
- ② 負担金はおやつ代や傷害保険料だけではなく、運営に必要な経費が含まれております。負担金の滞納は児童クラブの運営上支障をきたしますので、納付すべき負担金を正当な理由なく3ヶ月以上滞納した場合には、退会していただくことがあります。十分にご注意いただくとともに、納入期限までに必ず納めていただきますようお願いいたします。
- ③ 経済的な理由により期限内の納入が難しい場合は、児童クラブのある地域の子育て支援課または支所市民サービス課までご相談ください。

◆児童クラブの利用にあたって◆

1. 児童の送迎について

- ① 平日は、学校の授業が終わった後、児童クラブへ登所します。
※学校の外にある児童クラブへは、同じ児童クラブを利用する児童がまとまって登所します。
※年度初めには学校による下校指導もありますが、交通ルールを守って下校できるようご家庭でもご指導ください。
- ② 土曜日や学校休業日は原則、保護者の方が児童を児童クラブまで送り届けてください。
※安全のため、開所時間前に児童を児童クラブへ置いていくことのないようにお願いします。
- ③ 帰宅は保護者のお迎えが原則となりますので、開所時間内のお迎えをお願いします。やむを得ず開所時間内のお迎えができない場合は、必ず事前に児童クラブへ連絡してください。
※継続的に開所時間内のお迎えができない方は、ファミリー・サポート・センターの送迎サービスの利用をお願いします。
- ④ 保護者以外の方がお迎えに来る場合は児童クラブへ事前に連絡してください。
- ⑤ 事前の連絡がない保護者以外のお迎えや児童だけでの帰宅は、児童の安全上対応できかねます。

2. 児童クラブでの過ごし方、出欠席について

- ① 児童クラブには「放課後児童支援員」を配置して、保育にあたります。
- ② 出欠確認を行いますので、連絡がなく児童の出席が確認できない場合は保護者へ連絡し、児童の所在を確認します。
※保護者への連絡がつかない場合、勤務先に連絡させていただくことがあります。
※学校を欠席・早退する場合は、児童クラブにも連絡をしてください。
- ③ 児童の健康状態を確認し、必要に応じて検温や布団に寝かせるなどの処置を行いますが、お迎えなど適切な対応が必要と判断される場合には、緊急連絡先へ連絡しますので、速やかにお迎えに来てくださいますようお願いいたします。
- ④ 児童クラブの開所時間中に塾や習い事、夏休み中のプール開放を利用する場合は保護者の責任下において行っていただきます。支援員による付き添い等はいりませんのでご了承ください。
外出する際は、事前に児童クラブに連絡してください。
- ⑤ 1ヶ月あたりの利用日数が少ない状態が2ヶ月以上続いている場合、今後の利用についてご相談させていただきます。

3. 持ち物について

- ① 学校休業日や給食がない日はお弁当が必要です。
- ② 着替えやタオルなど、必要な持ち物については入会決定後、お知らせします。
- ③ 持ち物には、どんな小さなものでも名前が消えないよう明記してください。
- ④ 連絡帳には、家庭での様子や体調、連絡事項、相談したいことなどを記入してください。

4. 新1年生について

- ① 新1年生も入学式前までの間、児童クラブを利用することができますが、ご希望の場合は児童クラブへ利用の連絡をお願いします。（連絡先は児童クラブの案内を参照ください）
※入学式までの間は、午前7時30分から利用できます。
- ② 小学校で名札をもらうまでは、保育所等で使用していた名札をご準備ください。
※名札がない場合は、児童クラブで対応いたします。
- ③ 給食が始まるまでは、お弁当を必ず持たせてください。衛生上の問題から、児童クラブや児童クラブが入っている施設でのお弁当のお預かりはできません。

5. その他

- ① 児童クラブでは、事故やケガがないよう安全面について十分配慮をしておりますが、児童クラブでの生活や過ごし方について、ご家庭でもご指導くださいますようお願いします。
- ② 児童クラブでは、宿題の時間を設けています。宿題をするよう声がけをしていますが、学校や学習塾とは異なるため、宿題を教えるなどの指導は行っておりません。宿題の内容等はご家庭で確認してください。
- ③ 児童クラブ内での万一の事故に備えて、傷害保険に加入しています。児童クラブ活動中の事故や、児童クラブへの来所及び帰宅途中の事故などが対象です。（11ページ参照）
- ④ 児童クラブでは児童全員を把握できるよう努めておりますが、目が行き届かないこともありますので、ご家庭でも児童の声に耳を傾けていただき、気づいたことがありましたら、どんなことでも児童クラブにご連絡、ご相談ください。

◆自然災害等による学校の休校等への対応◆

災害等が発生、または発生する恐れがある場合は、次のように対応します。

原 因	学校の対応	児童クラブの対応
■感染症の流行 ■台風等の自然災害・獣害予防	休 校	閉 所
■台風等の自然災害・獣害予防	一斉下校 保護者引き渡し	閉 所
■感染症の流行	学年閉鎖 学級閉鎖	利用できません (閉鎖となった学級・学年の児童)
■出席停止となる感染症にかかったとき	出席停止	利用できません (出席停止期間中)

※児童クラブを利用中に自然災害等により、帰宅時の安全確保が心配される場合には保護者の方に早めのお迎えをお願いすることがあります。

※自然災害等により学校が児童の安全を考慮して休校等の対応を取った場合、児童クラブでも児童の安全を一番に考慮し閉所とします。

●複数の小学校区児童が利用する児童クラブにおいては、一つの小学校区において休校措置を取った場合、その小学校区の児童が利用している児童クラブは閉所となり、休校措置を取っていない小学校区の児童についても利用することはできません（八乙女児童クラブ・おおた児童クラブ）。

◆加入損害保険（スポーツ安全保険）について◆

クラブ活動中の偶然な事故により被った入院、手術、通院について補償します。保険を申請する場合は児童クラブまでご連絡ください。

①掛金・・・1人当たり年間800円（負担金に含まれますので、別途徴収はいたしません）

②傷害保険金額

事故の日からその日を含めて 180日以内		死亡	後遺障害 (最高)	賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)				
4,000円	1,500円	3,000万円	4,500万円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償 は1人1億円	180万円

※故意または重大な過失。むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。学校の管理下の活動中に生じた障害などについては保険対象となりません。

大仙市放課後児童クラブのご案内

令和8年4月1日

(大曲地区)

☆第1 ぽぷら児童クラブ☆

【実施場所】大曲小学校 (定員 40 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0053 大仙市大曲花園町 4 番 88 号 【電話番号】090-9305-4211

☆第2 ぽぷら児童クラブ☆

【実施場所】大曲小学校 (定員 40 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0053 大仙市大曲花園町 4 番 88 号 【電話番号】090-9305-4212

☆第3 ぽぷら児童クラブ☆

【実施場所】大曲小学校 (定員 40 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0053 大仙市大曲花園町 4 番 88 号 【電話番号】090-9305-6288

☆第4 ぽぷら児童クラブ☆ ※新3年生は原則第4 ぽぷら児童クラブとなります。

【実施場所】大曲小学校 (定員 40 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0053 大仙市大曲花園町 4 番 88 号 【電話番号】090-9305-6289

☆大曲中央児童クラブ☆

【実施場所】大曲中央児童館 (定員 30 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0053 大仙市大曲花園町 4 番 92 号 【電話番号】090-9316-8476

☆桂児童クラブ☆

【実施場所】桂児童センター (定員 20 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0045 大仙市大曲若葉町 2 番 62 号 【電話番号】090-9305-6602

☆日の出児童クラブ☆

【実施場所】日の出キッズクラブ (定員 20 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0063 大仙市大曲日の出町 1 丁目 3 5 番 4 5 号 【電話番号】0187-62-3529

☆花園児童クラブ☆

【実施場所】花園児童クラブ (定員 40 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0052 大仙市大曲川原町 2 番 5 号 【電話番号】090-9305-6603

☆サンクエスト児童クラブ☆

【実施場所】サンクエスト大曲 (定員 30 名) 【受入対象学区】大曲小学校
【所在地】〒014-0063 大仙市大曲日の出町 1 丁目 23 番 3 号 【電話番号】090-9305-9918

☆第1 いちよう児童クラブ☆

【実施場所】花館小学校 (定員 45 名×1 室、25 名×1 室 計 70 名) 【受入対象学区】花館小学校
【所在地】〒014-0006 大仙市花館中町 1 番 40 号 【電話番号】090-9305-9919

☆第2 いちよう児童クラブ☆

【実施場所】旧大曲北幼稚園 (定員 35 名×4 室 計 140 名) 【受入対象学区】花館小学校
【所在地】〒014-0015 大仙市大曲白金町 12 番 12 号
【電話番号】【A】090-9306-0072 【B】090-9306-0073 【C】090-9306-5220 【D】090-9306-5221

☆第1 東児童クラブ☆

【実施場所】東大曲小学校（定員 30 名） 【受入対象学区】東大曲小学校
【所在地】〒014-0031 大仙市大曲字下高畑 81 番地 【電話番号】090-9306-7636

☆第2 東児童クラブ☆

【実施場所】大曲東児童館（定員 10 名） 【受入対象学区】東大曲小学校
【所在地】〒014-0031 大仙市大曲字下高畑 87 番地 2 【電話番号】090-9306-7637

☆藤木児童クラブ☆

【実施場所】藤木小学校（定員 35 名） 【受入対象学区】藤木小学校
【所在地】〒014-1412 大仙市藤木字街道下 67 番地 【電話番号】090-9307-2133

☆大川西根児童クラブ☆

【実施場所】大川西根小学校（定員 35 名） 【受入対象学区】大川西根小学校
【所在地】〒014-0072 大仙市大曲西根字小館 20 番地 【電話番号】090-9307-2134

☆四ツ屋児童クラブ☆

【実施場所】四ツ屋公民館（定員 35 名） 【受入対象学区】四ツ屋小学校
【所在地】〒014-0102 大仙市四ツ屋字西下瀬 162 番地 4 【電話番号】080-8406-0988

☆にこにこ広場☆

【実施場所】にこにこ広場（定員 30 名） 【受入対象学区】四ツ屋小学校
【所在地】〒014-0102 大仙市四ツ屋字下新谷地 148 番地 6 【電話番号】080-7827-4960

☆内小友児童クラブ☆

【実施場所】内小友小学校（定員 35 名） 【受入対象学区】内小友小学校
【所在地】〒014-0073 大仙市内小友字四ツ村 35 番地 【電話番号】090-9307-4289

☆角間川児童クラブ☆

【実施場所】角間川小学校（定員 30 名） 【受入対象学区】角間川小学校
【所在地】〒014-1413 大仙市角間川町大浦町 99 番地 【電話番号】090-9307-4290

（神岡地区）

☆神岡児童クラブ☆

【実施場所】神岡児童クラブ（定員 35 名×2 室 計 70 名） 【受入対象学区】神岡小学校
【所在地】〒019-1701 大仙市神宮寺字神宮寺 53 番地 6
【電話番号】【A】090-9307-4297 【B】090-9307-4298

（西仙北地区）

☆西仙北児童クラブ☆

【実施場所】西仙北児童クラブ（定員 60 名） 【受入対象学区】西仙北小学校
【所在地】〒019-2112 大仙市刈和野字上ノ台 322 番地 【電話番号】090-9307-5314

☆西仙北第2 児童クラブ☆ ※令和7年10月14日（火）から西仙北小学校内に移転しました。

【実施場所】西仙北小学校（定員 30 名）
【受入対象学区】西仙北小学校
【所在地】〒019-2112 大仙市刈和野字上ノ台 322 番地 【電話番号】090-9307-5315

(中仙地区)

☆八乙女児童クラブ☆

【実施場所】旧中仙幼稚園 (定員 35 名×2 室 計 70 名)

【受入対象学区】中仙小学校・清水小学校

【所在地】〒014-0207 大仙市長野字六日町 215 番地 【電話番号】【A】 090-9307-6304 【B】 090-9307-6305

☆豊成児童クラブ☆

【実施場所】豊成小学校 (定員 40 名) 【受入対象学区】豊成小学校

【所在地】〒014-0711 大仙市豊川字下水無 4 7 番地 【電話番号】 090-9308-3073

(協和地区)

☆協和児童クラブ☆

【実施場所】協和小学校 (定員 35 名×2 室 計 70 名) 【受入対象学区】協和小学校

【所在地】〒019-2411 大仙市協和境字岸館 37 番地 【電話番号】【A】 090-9308-3074 【B】 090-9316-6063

(南外地区)

☆南外児童クラブ☆

【実施場所】南外小学校 (定員 50 名) 【受入対象学区】南外小学校

【所在地】〒019-1826 大仙市南外字田中田 17 番地 【電話番号】 090-9316-6138

(仙北地区)

☆ひまわり児童クラブ☆

【実施場所】ひまわり児童クラブ (定員 50 名) 【受入対象学区】高梨小学校

【所在地】〒014-0805 大仙市高梨字新屋敷 9 番地 3 【電話番号】 080-1800-4819

☆横堀児童クラブ☆

【実施場所】横堀小学校 (定員 45 名) 【受入対象学区】横堀小学校

【所在地】〒014-0114 大仙市福田字穴沢 4 番地 【電話番号】 080-2844-7595

(太田地区)

☆おおた児童クラブ☆

【実施場所】旧太田ひがし幼稚園 (定員 30 名×3 室 計 90 名)

【受入対象学区】太田東小学校・太田南小学校・太田北小学校

【所在地】〒019-1613 大仙市太田町太田字築地古館 18 番地

【電話番号】【A】 090-9316-6139 【B】 090-9316-8301 【C】 090-9316-8302

※長期休業期間等、必要に応じて分室を設ける場合があります。

《お問い合わせ先》※児童クラブのある地域へのお問い合わせをお願いします。

◎大曲地域・・・子育て支援課	子育て支援班	電話：0187-63-1111 (内線 150)
◎神岡地域・・・神岡支所	市民サービス課	電話：0187-72-4604
◎西仙北地域・・・西仙北支所	市民サービス課	電話：0187-75-2973
◎中仙地域・・・中仙支所	市民サービス課	電話：0187-56-2115
◎協和地域・・・協和支所	市民サービス課	電話：018-892-2111 (代表)
◎南外地域・・・南外支所	市民サービス課	電話：0187-74-2113
◎仙北地域・・・仙北支所	市民サービス課	電話：0187-63-3003 (代表)
◎太田地域・・・太田支所	市民サービス課	電話：0187-88-1113

児童クラブの手続きはオンライン申請で

下記の二次元コードまたは大仙市ホームページのバナーからオンラインによる申請ができます。
曜日や時間帯を問わず申込みが可能です。



お申込みの前に…

アカウント登録／ドメイン指定・迷惑メール設定の解除をお願いします。

- 現行のシステムはアカウントを作成してログインしないと入力内容の一時保存や申請後の修正などできない仕様となっておりますので、アカウントを作成してから申込手続きを行ってください。
- 申込完了後は確認メールが通知されます。迷惑メール設定をされている場合は受信できない可能性がありますので、下記ドメインを受信できるよう設定をお願いします。
 - (1) @mail.graffer.jp (システムから自動配信される申請受付メールのドメインです)
 - (2) @city.daisen.lg.jp (申請書類の確認などでメールさせていただく際の当課のドメインです)

①利用申込み（年度途中）

（通年 or 長期休業期間）



長期休業期間のみ利用したい場合は、利用希望期間の選択肢で「長期休業期間のみ利用」をお選びください。

②退会

③長期休業期間利用切替

利用期間を長期休業期間のみに切り替えたい場合、一度退会する必要がありますので、こちらの二次元コードからお申込みください。

申込画面にて「長期休業期間のみの利用に切り替えます」を選択してください。

④入会理由の変更

例) 退職により求職中となった。
疾病・負傷・障がいのため自宅療養となった。
妊娠・出産予定である場合など。



⑤各種異動の届出



例) 引越して住所が変わった。婚姻により名字が変わった。転職した場合など。

※ひとり親となった場合も申請がないと負担金区分の変更が適用されません。

⑥不足資料を提出したい



例) 提出した就労証明書等に不備があり、添付資料のみを再提出する場合など。

⑦育休中の継続利用



例) 育児休業を取得したため、継続して利用を申し出る場合

※システムの仕様に変更が生じた場合、一定の間、二次元コードからの利用ができなくなる場合があります。
その際はお時間をおいてから再び手続き下さるようお願いします。

大仙市では申請や届け出など行政手続きのオンライン化など、デジタルトランスフォーメーションの取組を進めております。リンクから直接手続きができますので、ご活用ください。
（一部の手続きではスマートフォンアプリのインストールが必要な場合があります。）



手続き例) 転出・転入など暮らしに関すること。被災者支援に関すること。児童手当・児童扶養手当に関すること。
保育、放課後児童クラブに関すること。介護に関すること。健康・福祉・医療に関すること。など